

議案第 8 5 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料) 第2条 (略) 2 (略) 3 市長は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。別表第2において「長期優良住宅法」という。)の規定に基づく事務について、_____同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。 <u>この場合において、当該手数料の金額は、同表に特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては住宅1件につきそれぞれ同表に定める金額とする。</u> 4～8 (略) 別表第2(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】 備考</p> <p>1 既に認定を受けた<u>長期優良住宅建築等計画に係る_____建築物内の当該計画に含まれない住宅について長期優良住宅建築等計画の認定_____を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>の算定については、(1)の部中「住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。</p> <p>2 <u>長期優良住宅建築等計画の認定</u>の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は<u>長期優良住宅建築等計画の変更</u>の認定の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>又は<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>3 <u>長期優良住宅建築等計画の変更_____の</u></p>	<p>(手数料) 第2条 (略) 2 (略) 3 市長は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。別表第2において「長期優良住宅法」という。)の規定に基づく事務について、<u>1件につき同表に定める</u>手数料をその申請する者から徴収する。 _____ _____ _____ _____ _____ 4～8 (略) 別表第2(第2条関係)</p> <p>【別記1 参照】 備考</p> <p>1 既に認定を受けた<u>建築等計画又は維持保全計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について建築等計画又は維持保全計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u>の算定については、(1)の部中「住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。</p> <p>2 <u>建築等計画の認定_____の申請</u>に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は<u>建築等計画の変更_____の認定</u>の申請に長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における<u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u>又は<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>3 <u>建築等計画又は維持保全計画の変更の</u></p>

認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

【別記2 参照】

認定の申請が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める金額を加算した額とする。

【別記2 参照】

【別記1】

(現行)

別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分			金額	
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画である場合	建築物を新築する場合	住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円
				対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル	326,000円

	<u>以内のもの</u>	
	<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>405,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>485,000円</u>
<u>建築物を増築し、又は改築する場合</u>	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>24,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>42,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>70,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>135,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>199,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>289,000円</u>

		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	489,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	607,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	727,000円
その他の場合	建築物を新築する場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円

	<u>対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>1,224,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>2,260,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</u>	<u>3,216,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの</u>	<u>3,961,000円</u>
建築物を増築し、又は改築する場合	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>82,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	<u>189,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>304,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>616,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メー</u>	<u>1,080,000円</u>

			トル以内のもの	
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,836,000円
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	3,390,000円
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,824,000円
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,941,000円
(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物を新築する		
		_____場合		
		建築物を増築し、又は改築する	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円
		_____場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
			対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	45,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	82,000円	

		が1,000平方メートルを 超え3,000平方メートル 以内のもの	
		対象建築物の変更に係 る部分の床面積の合計 が3,000平方メートルを 超え5,000平方メートル 以内のもの	<u>129,000円</u>
		対象建築物の変更に係 る部分の床面積の合計 が5,000平方メートルを 超え1万平方メートル以 内のもの	<u>202,000円</u>
		対象建築物の変更に係 る部分の床面積の合計 が1万平方メートルを超 え2万平方メートル以内 のもの	<u>331,000円</u>
		対象建築物の変更に係 る部分の床面積の合計 が2万平方メートルを超 え3万平方メートル以内 のもの	<u>397,000円</u>
		対象建築物の変更に係 る部分の床面積の合計 が3万平方メートルを超 えるもの	<u>465,000円</u>

<p>(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅法第9条第1項_____の規定に基づく譲受人を決定した場合 _____ _____ _____ _____における <u>長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>		
<p>(4) <u>認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料</u></p>	<p>長期優良住宅法第10条の規定に基づく<u>認定計画実施者の地位の承継の承認の申請</u>_____に対する審査</p>	<p><u>1件につき16,000円</u></p>	

(改正案)

別表第2(第2条関係)

名称	事務の区分				金額
<p>(1) <u>長期優良住宅建築</u></p>	<p><u>長期優良住宅法第5条第1項から</u></p>	<p><u>住宅の品質確保の促進等に関する</u></p>	<p><u>新築に係る建</u></p>	<p><u>住宅が存する建築物(以下この表において「対象建築物」という。)の床</u></p>	<p><u>16,000円</u></p>

<u>等計画</u> <u>等認定</u> <u>申請手</u> <u>数料</u>	<u>第5項まで</u> <u>の規定に基</u> <u>づく長期優</u> <u>良住宅建築</u> <u>等計画(以</u> <u>下この表に</u> <u>おいて「建</u> <u>築等計画」</u> <u>という。)</u> <u>又は同条第6</u> <u>項及び第7</u> <u>項の規定に</u> <u>基づく長期</u> <u>優良住宅維</u> <u>持保全計画</u> <u>(以下この</u> <u>表において</u> <u>「維持保全</u> <u>計画」とい</u> <u>う。)</u> <u>の認定</u> <u>の申請に対</u> <u>する審査</u>	<u>法律(平成</u> <u>11年法律第</u> <u>81号)第6条</u> <u>の2第3項又</u> <u>は第4項の</u> <u>規定に基づ</u> <u>く長期優良</u> <u>住宅法第2</u> <u>条第4項に</u> <u>規定する長</u> <u>期使用構造</u> <u>等であるこ</u> <u>との確認を</u> <u>受けた住宅</u> <u>に係る建築</u> <u>等計画又は</u> <u>維持保全計</u> <u>画である場</u> <u>合</u>	<u>築等</u> <u>計画</u> <u>であ</u> <u>る場</u> <u>合</u>	<u>面積の合計が200平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u>	
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が200平方メートル</u> <u>を超え500平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>28,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が500平方メートル</u> <u>を超え1,000平方メート</u> <u>ル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が1,000平方メート</u> <u>ルを超え3,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u>	<u>90,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が3,000平方メート</u> <u>ルを超え5,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u>	<u>133,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が5,000平方メート</u> <u>ルを超え1万平方メート</u> <u>ル以内のもの</u>	<u>193,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が1万平方メートル</u> <u>を超え2万平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>326,000円</u>
				<u>対象建築物の床面積の</u> <u>合計が2万平方メートル</u> <u>を超え3万平方メートル</u> <u>以内のもの</u>	<u>405,000円</u>

	<u>対象建築物の床面積の 合計が3万平方メートル を超えるもの</u>	<u>485,000円</u>
増築 若しくは	<u>対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル 以内のもの</u>	<u>21,000円</u>
改築 に係る建 築等	<u>対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル を超え500平方メートル 以内のもの</u>	<u>37,000円</u>
計画 又は 維持 保全 計画 である 場合	<u>対象建築物の床面積の 合計が500平方メートル を超え1,000平方メート ル以内のもの</u>	<u>61,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が1,000平方メート ルを超え3,000平方メー トル以内のもの</u>	<u>114,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が3,000平方メート ルを超え5,000平方メー トル以内のもの</u>	<u>171,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が5,000平方メート ルを超え1万平方メート ル以内のもの</u>	<u>251,000円</u>
	<u>対象建築物の床面積の 合計が1万平方メートル を超え2万平方メートル 以内のもの</u>	<u>425,000円</u>

		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	530,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	627,000円
その他の場合	新築に係る建築等計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円

	対象建築物の床面積の 合計が1万平方メートル を超え2万平方メートル 以内のもの	2,260,000円
	対象建築物の床面積の 合計が2万平方メートル を超え3万平方メートル 以内のもの	3,216,000円
	対象建築物の床面積の 合計が3万平方メートル を超えるもの	3,961,000円
増築 若しくは	対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル 以内のもの	72,000円
改築 に係る建 築等	対象建築物の床面積の 合計が200平方メートル を超え500平方メートル 以内のもの	168,000円
計画 又は 維持 保全	対象建築物の床面積の 合計が500平方メートル を超え1,000平方メー トル以内のもの	269,000円
計画 である 場合	対象建築物の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え3,000平方メー トル以内のもの	542,000円
	対象建築物の床面積の 合計が3,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のもの	955,000円
	対象建築物の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え1万平方メー	1,628,000円

			ル以内のもの		
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	3,008,000円	
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,284,000円	
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,270,000円	
(2) <u>長期優良住宅建築等変更認定申請手数料</u>	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく建築等計画又は維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	新築に係る建築等計画である場合			
			増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	11,000円
				対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	21,000円
				対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円
				対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	67,000円
対象建築物の変更に係	109,000円				

		る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	<u>173,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	<u>285,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	<u>343,000円</u>
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>393,000円</u>
(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手	長期優良住宅法第9条第1項又は <u>第3項</u> の規定に基づく譲受人を決定した場合又は <u>区分所有住宅の管理者等が選</u> <u>任された場</u>		

<p>数料</p>	<p>合における 建築等計画 の変更 _____の 認定の申請 に対する審 査</p>		
<p>(4) <u>計画</u> <u>の認定</u> <u>を受け</u> <u>た者の</u> <u>地位の</u> <u>承継の</u> <u>承認申</u> <u>請手数</u> <u>料</u></p>	<p>長期優良住宅法第10条の規定に基づく<u>建築等計画又は維持</u> <u>保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請</u>に対 する審査</p>	<p>_____16,000円</p>	

【別記2】

(現行)

建築物を 新築する _____場合		
建築物を 増築し、 又は改築 する _____場 合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>57,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>147,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>234,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>480,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>880,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	<u>1,546,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	<u>2,901,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	<u>4,216,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>5,215,000円</u>

(改正案)

新築に係 る建築等 計画であ る場合		
増築若し くは改築 に係る建 築等計画	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	<u>51,000円</u>

又は維持 保全計画 である場 合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>131,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>208,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	<u>428,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>784,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	<u>1,377,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	<u>2,583,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	<u>3,754,000円</u>
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	<u>4,644,000円</u>